

新型コロナウイルス感染収束に向けた 香川県における緊急事態措置等について

別添 1

令和2年5月5日

1. 徹底した外出自粛の協力要請（令和2年5月7日（木）～5月31日（日））

○不要不急の外出自粛を協力要請（法第24条第9項）

- ・特に、他の都道府県との移動による感染拡大を防止するため、都道府県をまたいだ不要不急の移動自粛を協力要請
- ・また、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を協力要請
- ・このほか、現にクラスターが多数発生しているような場や「三つの密」のある場への外出自粛を協力要請

2. 適切な感染防止対策の協力要請（令和2年5月7日（木）～5月31日（日））

○施設の使用制限等（＝休業要請）の延長はしないが、営業を行う場合は、これまでの適切な感染防止対策に加え、三つの密を避けるための特売・ポイントセールの自粛や県外客の利用自粛を促す取組みなどを追加し、一層の感染防止対策の徹底を図ることを協力要請（法第24条第9項）

3. 催物（イベント）の開催自粛等の協力要請（令和2年5月7日（木）～5月31日（日））

○屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、行事等の開催について、自粛を協力要請（法第24条第9項）

- ・特に、県内外からの多くの参加が見込まれる全国的大規模イベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止・延期を協力要請
- ・50人程度未満の比較的少人数のイベント等を開催する場合は、県外からの参加者を極力減らし、三つの密を徹底的に避けるとともに、手洗いや身体的距離の確保といった感染対策を講じることを協力要請
 - ①三つの密の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2mを目安に）
 - ②大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
 - ③その他、必要に応じて適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

4. 県有施設等における対応（令和2年5月7日（木）～5月31日（日））

○県内外からの多くの集客が見込まれる大規模ホールや展示施設などの県有施設、県外からの多くの観光客の誘客につながる県立公園、屋内スポーツ施設、集団宿泊施設については、原則休館

(休館施設)

- ・ 県民ホール（大・小ホール）
- ・ サンメッセ香川（大・小展示場）
- ・ さぬきこどもの国（わくわく児童館）
- ・ 栗林公園
- ・ サンポート高松交流拠点施設（国際会議場、展示場）
- ・ 丸亀競技場（トレーニングルーム）、総合水泳プール（トレーニングルーム）、県立武道館、丸亀高校武道館
- ・ 青年センター（宿泊施設、体育館）、五色台少年自然センター（宿泊施設）、屋島少年自然の家（宿泊施設、体育館）

○その他の施設については、適切な感染防止対策を講じた上で、順次開館

5. 県主催のイベント等（令和2年5月7日（木）～5月31日（日））

○県内外からの多くの参加が見込まれる全国的大規模イベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止・延期

○50人程度未満の比較的少人数のイベント等については、県外からの参加者を極力減らし、三つの密を徹底的に避けるとともに、手洗いや身体的距離の確保といった感染対策を講じた上で開催

6. 新しい生活様式の徹底

○県民に対し、感染リスクが高い三つの密を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策の継続を働きかけ

(取組み例)

- ・「人の接触を8割減らす10のポイント」

(4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)

- ・「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」

(5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)

○事業者に対し、職場への出勤等について、以下の取組みを働きかけ

- ・ 引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを推進すること
- ・ 職場においては、感染防止のための取組み（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと